

## 入って安心！損害賠償保険へ加入しましょう

自転車を利用する方が加害者となる交通事故が多発しています。

自転車を利用する方は「車両運転者」としての責任を自覚し、損害賠償責任保険などへ加入しましょう。

自転車の賠償保険は損害保険会社の賠償責任保険のほか、公益財団法人日本交通管理技術協会のTSMマーク制度があります。

### TSMマーク制度

自転車の点検・整備を行い、安全な自転車であると確認したときに、TSMマークを貼るものです。TSMマークには、賠償責任保険と傷害保険が付いています。

TSMマーク取扱店で自転車を購入したときや、点検・整備を受け点検・整備料を払うと、TSMマークが貼られます。(有効期限1年)

## みんなの迷惑！自転車放置

「少しの時間だから」「みんなも置いているから」といった軽い気持ちで自転車を放置すると、次のようなことが起こります。

①歩道が狭くなり、歩行者の通行の妨げとなります。また、点字ブロックの上に自転車が置いてあると、視力

に障害のある方の通行の妨げとなります。

②災害時の避難や緊急活動時の障害物となります。

③街並みの景観が損なわれます。

## ルールを守って正しく利用！ 自転車駐車場

自転車などに乗って駅に向かう方は、自転車駐車場を利用しましょう。利用料は、いずれも無料です。

### ■羽村駅周辺には8か所

※道路交通法に定める原動機付自転車を止められるのは、西口第3駐車場(1か所のみ)です。

### ■小作駅周辺には4か所

※道路交通法に定める原動機付自転車を止められるのは、東口第1・西口第1・西口第2駐車場(全3か所)です。

※市の条例で、羽村駅・小作駅を中心に半径400m以内の区域を自転車放置禁止区域に指定しています。



▼小作駅周辺の自転車駐車場と放置禁止区域



▼羽村駅周辺の自転車駐車場と放置禁止区域



## 撤去した自転車は自転車保管所へ

放置禁止区域内に放置された自転車や原動機付自転車は、随時撤去し自転車保管所へ移送します。

撤去した自転車などの引取りには、撤去手数料が必要となります。注意してください。

### 撤去手数料

■自転車 2000円

■原動機付自転車 3000円

自転車保管所 ☎ 579-4815

### ▼自転車保管所



### 返還時間

□月・火・木・金曜日：午前9時～午後4時

□水曜日：午前9時～午後7時30分

□土曜日：午前9時～正午

※日曜日、祝日、年末年始は業務を行っていません。

# すべての方の安心のために 国民健康保険のお知らせ

問合せ 市民課保険係 129

## 国民健康保険に加入する方

日本では、原則として、国民の全員が何らかの健康保険に加入する国民皆保険制度となっています。

中でも国民健康保険（国保）は、自営業やパート・アルバイトなどのため職場の健康保険に加入できない方を対象とした医療保険で、市区町村が運営しています。職場の健康保険に加入している方も、退職後は国保に加入することとなります。

## 国民健康保険の状況

国保を運営していくために、加入している皆さんから国民健康保険税を納めていただいています。

この保険税に、国や東京都などからの補助金などを加えて医療費を賄うことが原則となっています。

国保の医療費は、国保加入者の減少などにより、平成24年度以降は1〜2%程度の伸びとなっていますが、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない厳しい状況に変わりはありません。

■一人当たりの医療費と保険税の推移 (単位：円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医療費	286,088	291,892	300,497	311,472	318,763
保険税	71,504	78,033	78,226	76,998	76,619

※平成26・27年度は見込額です。

## 国民健康保険税

### 保険税率など

平成27年度の保険税の所得割税率・均等割額の改定は行っておりませんが、安定した財政運営を図るため、下表のとおり課税限度額をそれぞれ引き上げました。

平成27年度の納税通知書は、7月上旬に発送します。

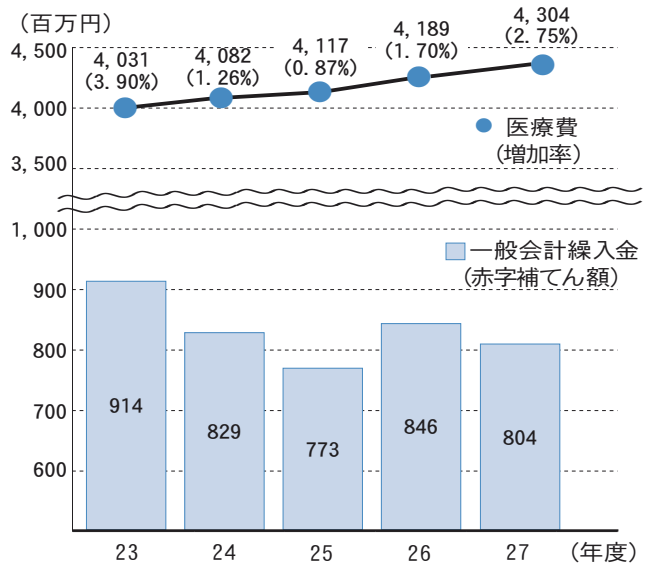


■平成27年度国民健康保険税率など

	所得割税率	均等割額	課税限度額
医療分	5.1%	23,000円	520,000円 (510,000円)
後期高齢者支援分	1.4%	7,800円	170,000円 (160,000円)
介護分	1.2%	11,000円	160,000円 (140,000円)

※( )内は前年度の額

年間医療費（市負担）と一般会計繰入金の推移



※平成26・27年度は見込み額です。